

■議案第52号 四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

【要旨】

第1条

令和元年6月に公布された成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号。以下「整備法」という。）により成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する規定（欠格条項）を削除する必要があるため、関係する規定を整備するものです。

第2条

平成29年5月に公布され来年4月1日から施行される地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により創設された会計年度任用職員制度に移行するため、関係する規定を整備するものです。

【改正内容】

第1条

地方公務員法の欠格条項の規定から「成年被後見人又は被保佐人」が削除されたことに伴い、関連する規定を削除します。

合わせて、字句の修正（読み仮名の削除）を行います。

第2条

現在の規定については、臨時的任用職員と非常勤職員（一般職の非常勤職員（臨時職員））を対象としたものとなっており、この条でいう非常勤職員については、会計年度任用職員（新たに条例を制定）となるため、

第1項： 臨時的任用職員の給与についての規定

第2項： 会計年度任用職員の給与についての規定
として整理します。

【新旧対照表】

別紙のとおり

【根拠法令等】

第1条関係

地方公務員法 新旧対照表	
整備法による改正後	改正前
（欠格条項） 第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職	（欠格条項） 第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職

員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。 <u>(1)</u> 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 <u>(2)～(4)</u> (略)	員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。 <u>(1)</u> <u>成年被後見人又は被保佐人</u> <u>(2)</u> 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 <u>(3)～(5)</u> (略)
--	--

地方公務員法（抜粋）

(降任、免職、休職等) 第 28 条 職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。 (1)～(4) (略) 2・3 (略) 4 職員は、<u>第 16 条各号（第 2 号を除く。）</u>のいずれかに該当するに至ったときは、<u>条例に特別の定めがある場合を除くほか、その職を失う。</u>
--

第 2 条関係

地方公務員法（抜粋）

(この法律の適用を受ける地方公務員) 第 4 条 この法律の規定は、<u>一般職に属するすべての地方公務員（以下「職員」という。）</u>に適用する。 2 この法律の規定は、法律に特別の定がある場合を除く外、特別職に属する地方公務員には適用しない。 (給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準) 第 24 条 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。 2 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。 3 職員は、他の職員の職を兼ねる場合においても、これに対して給与を受けてはならない。 4 職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当つては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失ないように適当な考慮が払われなければならない。 5 <u>職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。</u>
--

その他、「議案第 49 号～議案第 58 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による会計年度任用職員制度等に関連する条例制定・改正 共通資料」を参照